

インボイス制度は廃止を  
消費税は5%に減税を  
大軍拡・大増税をやめよ  
税務相談停止命令制度は  
廃止を

# 県婦協が第43回定期総会を開催 食の権利を守る学校給食の重要性を学ぶ

新商連婦人部協議会（県婦協）第43回定期総会が5月19日、新潟市で開催されました。長岡民商婦人部からは役員樋口信子さん（小国支部・設備・2023年度県婦協幹事）と本田明美さん（東支部・家電販売）、事務局・金内の3人が参加しました。

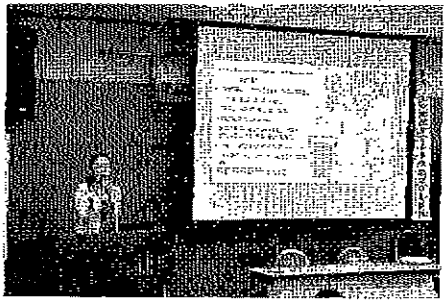
午前は千葉工業大学教育行政学准教授の福嶋尚子（しょうこ）氏を招き、「食の権利を守る学校給食の重要性」について学びました。

「食の権利」とは、全ての人が栄養十分かつ安全な食べ物を自らの手で得ることができ、権利のことです。国際的には国連食糧農業機関（FAO）が「食糧の権利」として重要視し、日本においては憲法第25条「生存権」で保障されるべき権利です。

義務教育における学校給食も食の権利に含まれることから、無償であるべきです。しかし、小中学校ともに給食費無償を実施しているのは、2023年8月時点で全地方自治体の28%ほどに止まります。いま、子どもの8.7人に1人が貧困といわれ、給食費を有償とする自治体では滞納が深刻です。徴収や督促に当たるのは教職員で、負担が増す一方です。自治体間の格差を是正する必要があり、福嶋准教授は「国の責任で給食無償の仕組みづくりをしなければ、全ての子どもの『食の権利』は保障されない」と指摘します。

福嶋准教授は学校給食を「ただ無償にすればよいのではない」と言います。「食の権利」の保障として、行政が給食の質を担保し、給食に携わる人々の労働環境改善を行うことが必要であると訴えます。

福嶋准教授はさらに、学校給食を公会計化し、学校の給食施設を使って高齢者や生活の苦しい人にも食事を提供するなど、行政サービスによって全ての人に「食の権利」を保障する「地域給食」を提唱しています。地元食



「食の権利」の重要性を訴える福嶋准教授

材の調達やスタッフの雇用創出などのメリットがあり、「食の権利」の保障とともに地域の産業振興につながる構想に目を見開かされる思いがしました。

いま、全国各地で学校給食無償化が叫ばれ、長岡市でも運動が取り組まれています。長岡民商はこの運動の一端を担い、皆様には確定申告相談の際、署名にご協力いただきました。長岡民商は無償化実現を強く願っています。

午後は総会が開かれ、樋口さんが議長を務めました。6つの民商婦人部が各々の取り組みについて発言、活動の大切さを改めて認識しました。

総会方針、決算、予算案の承認を経て新年度役員が選出され、樋口さんが幹事に再任しました。



議長を務める樋口さん（左）

物価高騰の影響で私たちの営業と暮らしは本当に大変ですが、婦人部はこれからも励まし合いながら、元気に活動していきます。

## 給与明細に定額減税額の明記義務付け

政府は5月21日、給与明細に定額減税額を明記することを義務付けると発表しました。

従業員（給与所得者）を抱える事業所は、6月1日以後最初に支払う給与等から所得税の定額減税の事務を開始することとなっています。事務負担増加お構いなしの急な決定に、多くの怒りの声が上がっています。

義務付けの目的は、給与所得者に減税を実感させることです。定額減税は岸田首相の「功績」をアピールする材料となっており、「減税してやっている」という傲慢な態度が伺えます。

定額減税は物価高騰による支出増加額を補てんしきれません。減税を実感させたいのならば、消費税を減税する方が効果的です。買い物のために減税を実感することから、定額減税よりはるかに有効です。今すぐ消費税を減税し、インボイスを廃止するべきです。

